毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

# 長崎県公報

## 目　　次

◎　告　示　　所管課（室）名
○長崎県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正　　地域づくり推進課
・生産物又は動物の売払事務の委託　　農業経営課

◎　選挙管理委員会告示
・令和５年10月22日執行の衆議院議員小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第四区）における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨　　選挙管理委員会書記室

## 告　　示

**長崎県告示第323号**

長崎県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年長崎県告示第902号）の一部を次のように改正し、令和６年度予算に係る資金の貸付けから適用する。

令和６年５月28日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （貸付対象事業）<br>第３条　貸付けの対象となる事業は、県が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。<br>⑴　略<br>⑵　事業の営業開始に伴い、事業地域内において５人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の２第３項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第２条第６項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第１項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の２に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第２条第５項に規定する<u>認定事業者</u>が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては１人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの） | （貸付対象事業）<br>第３条　貸付けの対象となる事業は、県が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。<br>⑴　略<br>⑵　事業の営業開始に伴い、事業地域内において５人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の２第３項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第２条第６項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下<u>、</u>「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第１項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の２に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第２条第５項に規定する<u>特定供給者</u>が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては１人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）<br><u>⑶　事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が</u> |

| | |
|---|---|
| ⑶及び⑷　略 | 1,000万円以上のもの<br>⑷及び⑸　略 |
| ２　略 | ２　略 |
| （貸付対象者）<br>第４条　貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。 | （貸付対象者）<br>第４条　貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する者に限るものとする。 |
| （貸付条件）<br>第５条　資金の貸付けは、次の各号に定めるところによるものとする。<br>⑴　貸付額　貸付対象事業１件当たりの第２条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第２条第１号に規定する設備の取得等に係る費用の３分の１を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の50パーセント以内。ただし、80億円を限度とする。 | （貸付条件）<br>第５条　資金の貸付けは、次の各号に定めるところによるものとする。<br>⑴　貸付額　貸付対象事業１件当たりの第２条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第２条第１号に規定する設備の取得等に係る費用の３分の１を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の35パーセント以内。ただし、42億円（貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものであるときには63億円）を限度とする。 |
| ⑵～⑸　略 | ⑵～⑸　略 |
| ２　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第２項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域（第５項及び第６項に該当する場合を除く。）及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項に規定する「離島振興対策実施地域（第５項及び第６項に該当する場合を除く。）」において実施される貸付対象事業に係る前項の適用については、同項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、「80億円」とあるのは「96億円」とする。 | ２　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第２項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域（第５項及び第６項に該当する場合を除く。）及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項に規定する「離島振興対策実施地域（第５項及び第６項に該当する場合を除く。）」において実施される貸付対象事業に係る前項の適用については、同項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」とする。 |
| ３　「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第１項の適用については、同項中「80億円」とあるのは「100億円」とする。 | ３　「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第１項の適用については、同項中「42億円」とあるのは「52.5億円」と、「63億円」とあるのは「78.7億円」とする。 |
| ４　第２項に規定する「過疎地域」又は「離島振興対策実施地域」であって、かつ、前項に規定する「地域再生計画認定地域」において実施される貸付対象事業に係る第１項の運用については、同項中「100億円」とあるのは「120億円」とする。 | ４　第２項に規定する「過疎地域」又は「離島振興対策実施地域」であって、かつ、前項に規定する「地域再生計画認定地域」において実施される貸付対象事業に係る第１項の運用については、同項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」とする。 |
| ５　定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第１項の適用については、「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、「80億円」とあるのは「120億円」とする。 | ５　定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第１項の適用については、「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」とする。 |
| ６　連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年８月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実 | ６　連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年８月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実 |

| | |
|---|---|
| 施される貸付対象事業に係る第１項の適用については、「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、「80億円」とあるのは「120億円」とする。 | 施される貸付対象事業に係る第１項の適用については、「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」とする。 |
| ７　地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第１項の適用については、「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、「80億円」とあるのは「120億円」とする。 | ７　地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第１項の適用については、「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」とする。 |
| ８　略 | ８　略 |
| （貸付決定） | （貸付決定） |
| 第８条　知事は、前条の申請書を受理したときは、必要な審査及び一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の実施する総合的な調査・検討を参考とし、これを適当と認めたときは、資金の貸付けを決定するものとする。この場合において、次項の各号に定める条件その他必要な条件を付するものとする。 | 第８条　知事は、前条の申請書を受理したときは、必要な審査及び財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の実施する総合的な調査・検討を参考とし、これを適当と認めたときは、資金の貸付けを決定するものとする。この場合において、次項の各号に定める条件その他必要な条件を付するものとする。 |
| ２及び３　略 | ２及び３　略 |
| （貸付け等に係る事務の委託） | （貸付け等に係る事務の委託） |
| 第21条　県は、法令に定めるところに従い、資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。 | 第21条　県は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び第165条の３の規定により、資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。 |

**長崎県告示第324号**

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和６年政令第12号）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第１条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により、次のとおり収納を委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和６年５月28日

長崎県知事　大石　賢吾

１　委託年月日
　令和６年４月１日
２　受託者の所在地及び名称
　⑴　諫早市栗面町174-１
　　長崎県央農業協同組合　代表理事組合長　真壁　正二郎
　⑵　長崎市田中町279－43
　　長崎花き園芸農業協同組合　代表理事　松下　善光
　⑶　島原市萩原二丁目5192番１
　　島原雲仙農業協同組合　代表理事組合長　苑田　康治
　⑷　福岡県太宰府市都府楼南５－15－２
　　JA全農ミートフーズ株式会社　九州営業本部　本部長　中村　宏
３　委託事務
　生産物又は動物の売払事務
４　委託期間
　令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

## 選挙管理委員会告示

**長崎県選挙管理委員会告示第21号**

令和５年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第四区）における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第１項の規定により次のとおり公表する。

令和６年５月28日

長崎県選挙管理委員会
委員長　渡邊　敏則

# 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　　令和５年10月22日執行　衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第四区）

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,752,300円

3　報告書の要旨

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 候補者氏名 | 金子容三 | 候補者届出政党又は所属党派 | 自由民主党 | 期間 | 令和５年９月25日から令和５年11月２日まで　第１回分 |
| 出納責任者氏名 | 池田介一 | | | | |

| 収入 | 円 | 支出 | 円 |
|---|---|---|---|
| 主たる寄附 | | 人件費 | 1,261,198 |
| （氏名・団体名）　（職業） | （寄附額） | 家屋費 | |
| 自由民主党長崎県第三選挙区支部 | 8,000,000 | 選挙事務所費 | 464,470 |
| 日本歯科医師連盟 | 100,000 | 集合会場費等 | 145,970 |
| その他の寄附 | 0 | 通信費 | 1,360 |
| その他の収入 | 300,000 | 交通費 | 131,410 |
| | | 印刷費 | 3,247,400 |
| | | 広告費 | 2,383,106 |
| | | 文具費 | 15,368 |
| | | 食糧費 | 450,706 |
| | | 休泊費 | 184,000 |
| | | 雑費 | 462,862 |
| 今回計 | 8,400,000 | 今回計 | 8,747,850 |
| 前回計 | 0 | 前回計 | 0 |
| 総計 | 8,400,000 | 総計 | 8,747,850 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目 | 金額 |
|---|---|---|
| | 選挙運動用通常葉書の作成 | 278,250円 |
| | ビラの作成 | 443,800円 |
| | ポスターの作成 | 1,213,440円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 169,839円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 214,404円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 81,908円 |
| | 計 | 2,401,641円 |

| 報告書受理年月日 | 令和５年11月６日 | 第１回報告分 |
|---|---|---|

| 候補者氏名 | 金子容三 | 候補者届出政党又は所属党派 | 自由民主党 | 期間 | 令和５年11月27日から令和５年11月30日まで | 第２回分 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 出納責任者氏名 | 池田介一 | | | | | |

| 収入 | 円 | 支出 | 円 |
|---|---|---|---|
| 主たる寄附 | 0 | 人件費 | 0 |
| その他の寄附 | 0 | 家屋費 | |
| その他の収入 | 0 | 選挙事務所費 | 0 |
| | | 集合会場費等 | 2,652 |
| | | 通信費 | 95,357 |
| | | 交通費 | 0 |
| | | 印刷費 | 0 |
| | | 広告費 | 0 |
| | | 文具費 | 0 |
| | | 食糧費 | 0 |
| | | 休泊費 | 0 |
| | | 雑費 | 89,918 |
| 今回計 | 0 | 今回計 | 187,927 |
| 前回計 | 8,400,000 | 前回計 | 8,747,850 |
| 総計 | 8,400,000 | 総計 | 8,935,777 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目 | 金額 |
|---|---|---|
| | 選挙運動用通常葉書の作成 | 0円 |
| | ビラの作成 | 0円 |
| | ポスターの作成 | 0円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 計 | 0円 |

| 報告書受理年月日 | 令和５年12月６日 | 第２回報告分 |
|---|---|---|

| 候補者氏名 | 金子容三 | 候補者届出政党又は所属党派 | 自由民主党 | 期間 | 令和５年12月20日から令和５年12月21日まで | 第３回分 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 出納責任者氏名 | 池田介一 | | | | | |

| 収入 | 円 | 支出 | 円 |
|---|---|---|---|
| 主たる寄附 | 0 | 人件費 | 0 |
| その他の寄附 | 0 | 家屋費 | |
| その他の収入 | 0 | 選挙事務所費 | 0 |
| | | 集合会場費等 | 395,000 |
| | | 通信費 | 0 |
| | | 交通費 | 0 |
| | | 印刷費 | 0 |
| | | 広告費 | 847,000 |
| | | 文具費 | 0 |
| | | 食糧費 | 0 |
| | | 休泊費 | 0 |
| | | 雑費 | 550 |
| 今回計 | 0 | 今回計 | 1,242,550 |
| 前回計 | 8,400,000 | 前回計 | 8,935,777 |
| 総計 | 8,400,000 | 総計 | 10,178,327 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目 | 金額 |
|---|---|---|
| | 選挙運動用通常葉書の作成 | 0円 |
| | ビラの作成 | 0円 |
| | ポスターの作成 | 0円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 計 | 0円 |

| 報告書受理年月日 | 令和５年12月21日 | 第３回報告分 |
|---|---|---|

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四

印刷所　長崎市樺島町八番十二号
印刷人　株式会社クイックプリント
寺田宏弥